

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(中小企業課)
農業振興地域整備計画の変更(農政課)
種蓄証明書の交付(畜産課)
保安林の指定の解除予定(森林保全課)
土地区画整理法による換地処分(都市計画課)
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(〃)
開発行為に関する工事の完了(〃)
都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)
- ◇ 教 委 告 示
定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公 安 告 示
遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告
行政書士試験の実施(市町村振興課)
- ◇ 雑 報
第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

告 示

鳥取県告示第五百九十三号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成五年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 株式会社ジュンテンドー	届出に係る建物の名称 ホームセンタージュンテンドー安倍店	届出に係る建物の所在地 米子市安倍一六九外
株式会社日光ストアー	日光ストアー安長店	鳥取市安長二二一三

鳥取県告示第五百九十四号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十三条第一項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その変更後の計画書は、鳥取県農林水産部農政課及び倉吉地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成五年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 変更に係る計画の名称

広域整備計画（中部広域営農団地整備計画）

二 変更に係る計画の対象地域

倉吉農業振興地域、羽合農業振興地域、泊農業振興地域、東郷農業振興地域、三朝農業振興地域、関金農業振興地域、北条農業振興地域、大栄農業振興地域、東伯農業振興地域及び赤碕農業振興地域

鳥取県告示第五百九十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通知を受けたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成五年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種番証明 書番	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		級 別	飼養者の住所又は所在地 及び氏名又は名称
					父	母		
平鳥取県1号 第1号	良平茂	黒毛和種	2・4・23	八頭郡智頭町	第20平茂	くまよしひろ	2級	八頭郡河原町 谷口達雄
平鳥取県2号 第2号	草平茂	"	2・5・3	"	"	ちずたかひめ	"	"
平鳥取県3号 第3号	平華	"	2・6・29	"	"	第2はなふさ	"	八頭郡智頭町 谷口雅人
平鳥取県4号 第4号	丸平茂	"	2・2・4	"	"	まる2	"	"
平鳥取県5号 第5号	国平茂	"	3・6・15	"	"	くにひらしげ	1級	"
平鳥取県6号 第6号	秀美	"	4・2・3	八頭郡河原町	紋次郎	第2おおはら	2級	八頭郡若狭町 津村嘉一
平鳥取県7号 第7号	花藤気高	"	55・12・5	東伯郡関金町	気高富士	たみやまがみ	1級	倉吉市 穴戸忠博
平鳥取県8号 第8号	第2国気高	"	58・6・10	倉吉市	国気高	みき28	2級	"
平鳥取県9号 第9号	第5国気高	"	60・2・19	"	"	たみやまがみ	"	"
平鳥取県10号 第10号	田福森土井	"	3・1・27	兵庫県	谷福土井	もりふく	"	"
平鳥取県11号 第11号	山崎	"	2・11・25	倉吉市	気高富士	ひめみや	1級	倉吉市 岸田克巳
平鳥取県12号 第12号	糸金富	"	3・7・1	日野郡溝口町	糸北鶴	さなえ	"	倉吉市 山口 収
平鳥取県13号 第13号	藤鈴 335	"	3・10・19	東伯郡赤碕町	第6藤森	かげさい130	"	東伯郡赤碕町 家番牧良セクター鳥取牧場
平鳥取県14号 第14号	慶胸71	"	3・10・30	福島県	谷茂	おくとち23	2級	"
平鳥取県15号 第15号	鶴館 342	"	3・11・5	東伯郡赤碕町	糸平茂	さこすぎ23	1級	"

平鳥取県1号 第16号	鶴米 346	"	3・11・12	"	糸平茂	とえみず25	"	"
平鳥取県1号 第17号	栄広 349	"	3・11・18	"	高栄	けいさくら24	"	"
平鳥取県1号 第18号	智千代 350	"	3・11・19	"	智茂	ちあき	2級	"
平鳥取県1号 第19号	栄広 354	"	3・11・25	"	高栄	けいさくら24	1級	"
平鳥取県1号 第20号	栄基 360	"	3・11・30	"	高栄	べにかつ25	"	"
平鳥取県1号 第21号	菊蔭 364	"	3・12・8	"	清桜	きぬさや12	"	"
平鳥取県1号 第22号	桜安 402	"	4・4・18	"	隆桜	のりこ	"	"
平鳥取県1号 第23号	若碓 407	"	4・4・25	"	藤桜	さきいと20	2級	"
平鳥取県1号 第24号	八重豊 411	"	4・4・27	"	糸豊	ふくよ6の3	1級	"
平鳥取県1号 第25号	初青 421	"	4・5・16	"	初代14	いしきし7の4	"	"
平鳥取県1号 第26号	八重糸 422	"	4・5・17	"	糸福	ふくひめ3	"	"
平鳥取県1号 第27号	茂安 423	"	4・5・18	"	平茂金	かねひろ	"	"
平鳥取県1号 第28号	富初 424	"	4・5・19	"	富栄	はなさき5	"	"
平鳥取県1号 第29号	虹鷲 426	"	4・5・21	"	紋次郎	のりおとつる24	"	"
平鳥取県1号 第30号	鶴雉 431	"	4・6・2	"	糸平茂	ひろたき46	2級	"
平鳥取県1号 第31号	虹鷲 434	"	4・6・8	"	紋次郎	のりおとつる24	"	"

平鳥取県1号 第32号	糸福波	〃	2・4・30	鳥根県	糸福波	がつはる	〃	西伯郡西伯町 安部貞紀
平鳥取県1号 第33号	150アリーセリナレン バー7-3	ランブレー ス	元・3・28	西伯郡西伯町	334アリーセリナア リー6-4	42レンジャーリー ンバー6-3	〃	西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場
平鳥取県1号 第34号	192トヨセリナレンバ ー7-3	〃	元・3・29	〃	197トヨセリナミヤ6 -3	96ミヤトヨレンバ ー6-3	〃	〃
平鳥取県1号 第35号	206トヨテジューデ ントアリー7-3	〃	元・3・29	〃	243トヨテジューデ ントボスアソ6-3	337アリーレンバ ーアリー6-4	〃	〃
平鳥取県1号 第36号	269トヨセリナボス アソ7-4	〃	元・4・2	〃	197トヨセリナミヤ6 -3	111ボスアソレンバ ーアリー6-3	〃	〃
平鳥取県1号 第37号	366レンジャーボスア ソアソ7-4	〃	元・4・26	〃	186レンジャーボスア ソアリー6-3	137アジューデソ アアソ6-3	〃	〃
平鳥取県1号 第38号	1109ハヤチネ85-588 -3-5	大ヨークシ ヤ	3・5・20	〃	イワテハヤチネダ アソ1-893-1005- 2036-85	イワテハヤチネダ アソ2-896-5008- 6031-588	〃	〃
平鳥取県1号 第39号	サクラ201 89-8090	デュロック	元・3・28	広島県	サクラ201 85-8045	サクラ201 65-9127	〃	〃
平鳥取県1号 第40号	66フェニックススタ ットアソ1-12	〃	2・12・14	西伯郡西伯町	46フェニックス6-3 ゴードラアソ	フェニックス6-3 アソアソアソ36	〃	〃
平鳥取県1号 第41号	トットリエル91-297	ランブレー ス	3・6・3	〃	73トヨセリナバー アソ7-8	129ミヤトアソ アソ7-3	〃	〃
平鳥取県1号 第42号	1098サクラ 8254-9288-3-7	デュロック	3・7・19	〃	サクラ201 89-8254	サクラ201 89-9288	〃	〃
平鳥取県1号 第43号	トットリエル91- 429	ランブレー ス	3・8・4	〃	117トヨセリナア アソ7-3	322アソミヤボス アソアソ4	〃	〃
平鳥取県1号 第44号	トットリエル92-188	〃	4・3・21	〃	138レンジャーボスア ソアソ7-3	221レンバートア アソアソ7-3	〃	〃
平鳥取県1号 第45号	糸北鶴	黒毛和種	55・8・2	倉吉市	第7糸桜	にしるる	1級	東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平鳥取県1号 第46号	糸平茂	〃	59・2・2	八頭郡智頭町	糸北鶴	ひらしげ きよしげ	特級	〃
平鳥取県1号 第47号	糸美裕	〃	59・8・1	八頭郡船岡町	糸美	第11たにふじ	1級	〃

平 鳥 取 県 1 号 第 48 号	茂高	"	60・1・16	気高郡鹿野町	高茂	ふじひでこ2	"	"
平 鳥 取 県 1 号 第 49 号	花茂	"	60・9・4	八頭郡智頭町	"	はなさき	"	"
平 鳥 取 県 1 号 第 50 号	茂裕	"	60・12・6	日野郡日野町	"	うめ8	"	"
平 鳥 取 県 1 号 第 51 号	豊富	"	60・12・15	東伯郡興金町	富士豊	ますおと	特級	"
平 鳥 取 県 1 号 第 52 号	高光	"	62・3・22	日野郡日南町	高茂	はつひかり	1級	"
平 鳥 取 県 1 号 第 53 号	高森	"	63・5・18	八頭郡船岡町	富士森	第2きたひらしげ	"	"
平 鳥 取 県 1 号 第 54 号	第7茂鶴	"	63・11・13	東伯郡赤碕町	糸北鶴	わかこ7	"	"
平 鳥 取 県 1 号 第 55 号	晴富士	"	元・4・10	東伯郡東伯町	気高富士	いとはる	"	"
平 鳥 取 県 1 号 第 56 号	宮鶴	"	元・6・4	日野郡溝口町	糸平茂	みさ1	"	"
平 鳥 取 県 1 号 第 57 号	第2宮鶴	"	2・2・3	日野郡日南町	"	いとまさ2	"	"
平 鳥 取 県 1 号 第 58 号	糸北土井	"	2・4・6	米子市	糸北鶴	やすひめ	"	"
平 鳥 取 県 1 号 第 59 号	雪鶴	"	2・3・8	西伯郡淀江町	北雪	としひめ	"	"
平 鳥 取 県 1 号 第 60 号	東雲	"	3・1・20	東伯郡東伯町	糸北鶴	もりしずか	"	"
平 鳥 取 県 1 号 第 61 号	関雪姫	"	2・7・18	東伯郡興金町	東高	ゆきひめ	"	"
平 鳥 取 県 1 号 第 62 号	泰東	"	3・1・1	東伯郡赤碕町	糸北鶴	さおもり	"	"
平 鳥 取 県 1 号 第 63 号	茂気高	"	3・2・10	八頭郡智頭町	第20平茂	よしひらしげ	"	"

平 鳥 取 県 第 64 号	5 正平茂	"	3・2・19	"	"	第3たぐふじた	"	"
平 鳥 取 県 第 65 号	5 北平茂	"	3・7・2	"	"	きたひらしげ	"	"
平 鳥 取 県 第 66 号	5 第7東天	"	3・8・17	西 伯 郡 岸 本 町	東 天	いとしん	"	"
平 鳥 取 県 第 67 号	5 雷茂	"	3・6・12	東 伯 郡 東 伯 町	北 雷	かよ2	"	"
平 鳥 取 県 第 68 号	5 糸幸美	"	4・3・25	気 高 郡 鹿 野 町	糸 平 茂	いとゆきよし	"	"

鳥取県告示第五百九十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字由良宿字西内浜一九五四の四二

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

下水道事業用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字由良宿字西内浜一九五四の四二

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

下水道事業用地とするため

鳥取県告示第五百九十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（十工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成五年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公表の縦覧に供する。

平成五年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年五月十一日 鳥取県指令受都計三十二第十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市河崎字中通矢倉分

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町一丁目一

米子市長 森田隆朝

鳥取県告示第六百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施工者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画下水道事業 羽合町公共下水道

三 事業施工期間

昭和五十二年十二月十六日から平成十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 昭和五十二年十二月鳥取県告示第千三十八号、昭和五

十九年三月鳥取県告示第二百七十九号、昭和六十年十月

鳥取県告示第九百七十六号、昭和六十三年五月鳥取県告

示第五百七号、昭和六十三年十一月鳥取県告示第千七百

十一号及び平成二年八月鳥取県告示第七百四十八号の事

業地に大字上浅津字浜田及び字二ノ浜田、大字田後字蔵

免、字井田、字左右田尻、字二ノ狐塚、字松ケ谷、字二

ノ松ケ谷、字高柳、字宮ケ坪、字小砂子、字三ノ大河下、

字二ノ大河下、字三ノ沖河原、字沖河原、字二ノ沖河原

及び字大河下、大字光吉字知光、字鳴滝、字浅津、字南

津及び字宮代、大字長瀬字二ノ千石、字三ノ千石、字四

ノ千石、字五ノ千石、字七ノ千石、字池端、字和助前、

字新和助前、字浜山、字三ノ内千石、字和助北、字新川

前、字二ノ新川前、字唐川、字新川屋敷及び字因幡新田、

大字橋津字三ノ大縄、字大縄、字二ノ大縄、字根瀧及び

字二ノ浜屋敷並びに大字宇野字西又二、字下大田及び字

2 使用の部分 変更なし

磯沓を加える。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年七月六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一日時 平成五年七月八日(木) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 鳥取県社会教育委員の任免について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成五年七月六日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ポソポソガールSP	株式会社三屋
〃	スーパードーAA	〃
〃	フニーションA	〃

”	CRグラフィックス	株式会社ニューギン
”	ピースメーカー3	”
”	ビッグナイフ	マルホン工業株式会社
”	パチキンゾグ2	豊丸産業株式会社

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、平成5年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成5年7月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の日時
平成5年10月24日（日）午後1時から午後4時30分まで
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 3 試験の方法
次の事項について筆記試験により行う。
(1) 行政書士の業務に必要な法令

行政書士法（同法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び法学概論の中から適宜出題する。

- (2) 一般常識
- (3) 論述（800字）

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
- (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者
- (3) 知事の定めるところにより、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

5 受験願書の受付の期間及び時間

- (1) 期間

平成5年9月1日（水）から同月20日（月）までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、受け付けない。

なお、郵送による場合は、封筒の表に「行政書士試験申込み」と朱書することとし、平成5年9月20日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。

- (2) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 受験願書の提出先

郵便番号680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部市町村振興課（鳥取県庁本庁舎3階）

7 受験願書の添付書類

- (1) 履歴書（市販のもの）
- (2) 受験資格を有する者であることを証明する書類（卒業証明書等）
- (3) 写真（出願前1年以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもの）
で名刺判のもの）

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は 6,600円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

9 受験票の交付

受験申込者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。

10 合格者の発表

試験に合格した者の氏名は、平成6年1月第3週に鳥取県公報により公表し、かつ、鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者にはその旨を通知し、行政書士試験合格証を交付する。

11 その他

(1) 受験願書用紙の交付

受験願書用紙は、次の場所において、平成5年8月2日（月）から交付する。

鳥取県総務部市町村振興課	鳥取市東町一丁目220
鳥取県中部県税事務所 総務課	倉吉市東殿城町2
鳥取県西部総合事務所 受付窓口	米子市権町一丁目160

なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書用紙請求」と朱書し、鳥取県総務部市町村振興課あてに請求すること。その場合、62円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 問い合わせ先

鳥取県総務部市町村振興課行政係（電話0857-26-7089）

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成5年7月20日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成 5 年 7 月 6 日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

○法第 9 条第 3 項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称及び住所
株式会社サンマート和光
米子市東福原839—1
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
みのかやショッピングセンター
米子市蚊屋200—1
- 3 現在の閉店時刻
午後 8 時
- 4 繰下げ後の閉店時刻
午後10時
- 5 閉店時刻の繰下げを行う年月日
平成 5 年11月 1 日